

海上保安庁 第四管区海上保安本部 障害者を対象とする選考採用試験（係員級） 受 験 案 内

1. 職務内容

第四管区海上保安本部では、海上における犯罪の予防及び捜査、海難救助、船舶交通の安全確保などの現場第一線の業務を円滑・適正に遂行するため、総務や会計などの管理業務に従事する職員を募集します。

採用後は、一般職の国家公務員（国土交通事務官）として、第四管区海上保安本部（名古屋港湾合同庁舎別館）において、庶務、給与、福利厚生、会計などの業務に従事します。

2. 応募資格

次の（1）から（3）の要件を満たす者

- (1) 次のいずれかに掲げる手帳等の交付を受けている者
※手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であること。
 - ア 身体障害者手帳
 - イ 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書
 - ウ 産業医又は人事院規則 10-4 第 9 条等に規定する健康管理医によるイに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く）
 - エ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - オ 精神障害者保健福祉手帳
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下同じ。）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（採用日までに卒業見込みの者を含む）
- (3) 次のいずれかに該当しない者
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - エ 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年

度における定年年齢は 62 歳)

3. 選考に当たっての考慮事項

- ア パソコン（ワード、エクセル等）による書類作成ができること
- イ 各種行政事務申請データの入力、可視化資料の作成のほか、M365(Share Point、Teams、Forms 等)や Power Automate を活用し、事務業務の自動化・デジタル化に向けた内製プログラムの作成・提案が行える事が望ましく、行政事務の効率化に関心をもち支援ができること
- ウ 書類整理、ファイリング、各種データの入力・管理ができること
(医療給付事務、レセプトのパンチング作業、給与管理、イベント等のエントリーデータシートの作成・データ管理業務、発注伝票のデータ処理等に従事した経験のある方は尚更可)

4. 勤務条件等

(1) 給与

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

【参考例】30 代・行政職（一）1 級 40 号俸の場合
月額約 27 万円程度

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。

(3) 勤務時間

勤務時間は 1 日につき 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

(4) 休暇

年次休暇（例：4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、障害者である職員については、障害の特性に応じて、柔軟な基準で勤務時間（フレックスタイム制）を選択することができます。

※フレックスタイム制利用の場合の勤務時間の一例

通常の勤務時間 08：30～17：15（休憩 12：00～13：00）

フレックスタイム制 09：30～18：15（休憩 12：00～13：00）

(5) 服務

国家公務員法に基づく服務規定等によることとなり、守秘義務や兼業制限などが適用されます。

(6) 名古屋港湾合同庁舎別館の設備状況

- ア エレベーター：有
- イ 庁舎出入口：スロープ有
- ウ 点字表示：無
- エ トイレ：車椅子用洋式

5. 採用予定数

1 名

6. 採用予定時期

令和7年7月1日（火）

※採用日については相談に応じます。

7. 選考日程

(1) 受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月14日（水）まで

※メールの場合は締切日 1700 まで受信有効、郵送の場合は消印有効

(2) 第1次選考合格発表

令和7年5月19日（月）から同月23日（金）まで

※応募者全員にメールで結果を通知するとともに、合格者に対して第2次選考試験日の日程調整のほか、作文試験・PCスキル試験の詳細を個別にお知らせします。

(3) 第2次選考試験日及び試験会場

ア 試験日

令和7年5月26日（月）から令和7年6月6日（金）まで

イ 試験会場

第四管区海上保安本部（名古屋港湾合同庁舎別館）

(4) 最終合格発表

令和7年6月11日（水）まで

※第2次試験受験者に対してメールで通知します。

8. 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考（経歴評定）

(2) 第2次選考

ア 作文試験（文章による表現力、課題に対する理解力などの職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験）

イ PCスキルの確認（データ入力【正確性・速度の確認】、RPA（Power Automate など）の簡単な操作体験【指示に従って簡単なフローを実行する作業等】を行っていただき必要なスキルを有しているかどうかを判断する試験）

ウ 面接試験（人柄・対人能力等についての試験）

9. 応募方法

応募者は、受付期間内に以下の書類を郵送又は電子メールで提出してください。

ア 選考採用申込書（別紙様式1）

イ 職歴表（別紙様式2）

ウ 応募対象であることを証明する書類（障害者手帳等）の写し

※ 応募資格を満たしているかを確認するため、最終合格者には、履歴書、卒業証明書及び勤務状況を証明する勤務証明書等（以下「証明書等」という。）を提出いただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。

10. 書類提出先/照会先

住所：〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12

担当：第四管区海上保安本部 総務部人事課 第一人事係

電話 052-661-1611（内線 2133）

メール jcg4-jinji-6x8m*ki.mlit.go.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を変更しております。

（「*」を半角の「@」に変更の上、送信してください。）

※郵送の場合は封筒に「第四管区海上保安本部選考採用提出書類」と朱書き、簡易書留で送付をお願いします

11. その他

- （１）審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- （２）応募の秘密については、厳守します。また、応募書類については、選考目的に限って使用し、選考終了後は、採用者の情報を除き、全ての個人情報を当方で責任をもって処分します。